

梅雨の合間といえ、猛暑の日が全国的に続いております。高齢者のみならず、子どもさんや壮年代の人は充分「熱中症」に配慮が必要です。本人はもちろん「周りの人」が声をかけることも大切です。

さて、今回は「高齢者の抱える生活課題と対応」というテーマの「家督相続」についてお便りします。と言っても遺言書です。遺言書に関しては、多くの方は誤解があるようです。是非下記の内容を参考にしてください。

お金

住居

食生活

付き
合い外出
手段生き
がい病気
介護家督
相続死の
迎え

①遺言書のメリット

遺言書は、残された遺族を守るための手段です。生命保険は金銭面、遺言書は「生活面」で遺族を守るものなのです。

■メリット

- ・ 遺産争いを未然に防げる
- ・ 家族の生活を守る
 - ・・・特定の人に財産を確実に残せる等
- ・ 相続手続きの負担を減らせる
- ・ 生前の願いをかなえられる
 - ・・・お世話になった人にお礼、子供を認知等

③遺言書に対する誤解とは・・・

- ・遺産の分け方は法律によって決められているから、遺言書は必要ない
- ・遺言書はお金持ちのためのもので、私には関係ない
- ・うちは家族仲がよいから、相続でもめるわけがない
- ・財産を残すつもりはないから、遺言書は不要
- ・遺言書を作るのは、もっと年をとってからでいい
- ・遺言書を作ると、自分の財産を自由に使えなくなる
- ・遺言書を作ると、税金がかかるなど

⑤ 遺言書の種類

遺言書には、一般的に右の二通りがあります。

自筆の場合は、日付や署名を自筆して押印することになり、ワープロや代筆は無効になります。また、財産を譲るとかの曖昧な内容も無効になります。

資料出所:行政書士本田桂子 他

②遺言書がなくて困ったケース

- ・ 妻が住む家を失った
- ・ 夫の兄弟から遺産を要求された
- ・ 銀行からお金をおろせない
- ・ 相続手続きに時間がかかりすぎる
- ・ 内縁関係の相手が遺産をもらえない
- ・ 相続人の一人が勝手に遺産を処分してしまったなど

④ 遺言書を作る必要性が高いケース

- ①不動産や未公開株など、分割しにくいものがある
- ②子どものいない夫婦
- ③子どもたちの仲が悪い
- ④子どもたちの間の経済格差が著しい
- ⑤親と同居している子どもと、別居している子どもがいる
- ⑥パートナーと入籍していない
- ⑦配偶者と死別し、その財産を相続した。他、葬儀・納骨・墓地について希望等

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成手続き	なし	必要
証人や立会人の必要性	なし	2人以上の証人
偽造、隠蔽、紛失の可能性	あり	なし
遺言内容の秘密性	あり	公証人と証人に内容と遺言書の存在を知られる
検認(家裁)の必要性	あり	なし
費用	不要	公証人の手数料
(参考)	「遺言書キット」書店で発売	

●お問合せはこちらまで

info@kitawel.com

HK Welfare

北村 社会福祉士事務所(北村 弘之)

〒226-0016 横浜市緑区霧が丘3-7-7

TEL:090-5340-0364 http://www.kitawel.com